

# バス路線の輸送サービス内容 の変更（路線廃止）について



令和6年度 第2回  
荒尾市地域公共交通活性化協議会

## 路線廃止の概要

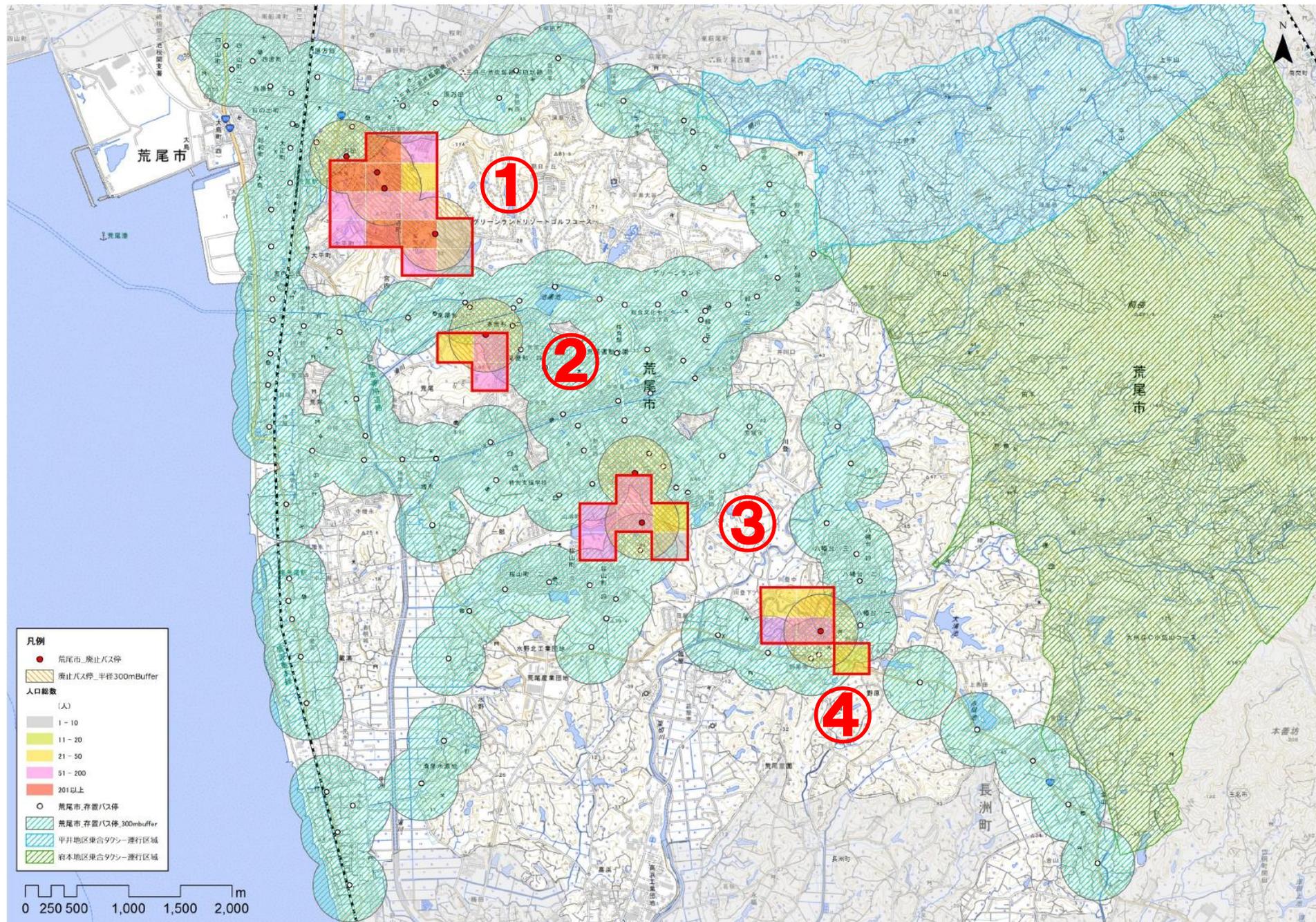
- ▶今年度策定した「荒尾市地域公共交通利便増進実施計画」に基づく、路線バスの再編（令和6年12月実施予定）を実施するにあたり、乗務員不足や運行効率化の観点から、利用者が少ない一部の区間を廃止するものである。
- ▶事業者である産交バス株式会社から、「バス路線の輸送サービス内容の変更について（路線廃止）」の提出が熊本県地域公共交通協議会宛てになされたため、本協議会でご審議いただきたい。（※「熊本県地域公共交通協議会におけるバス路線に係る生活交通の確保に関する協議会運営要領」第8条第1項の規定による。）⇒本資料5ページ以降を参照。

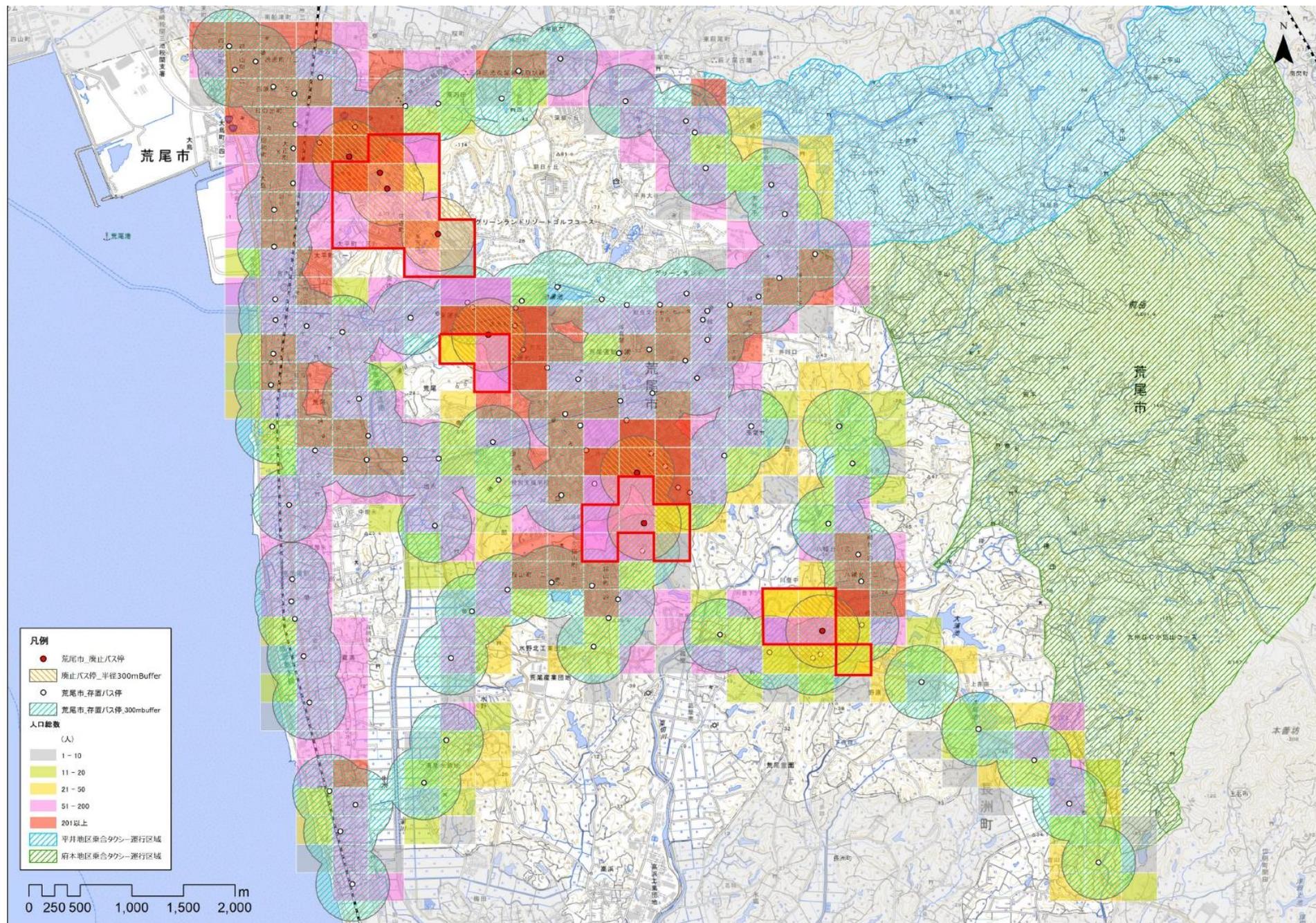
## 廃止予定バス停から半径300mの人口分布

▶本資料2ページにおいて、廃止予定バス停から半径300mの人口分布を図示している。人口については、半径300mに少しでもかかるメッシュは集計しているが、近傍のバス停でカバー出来る範囲は除外している。（図面の赤枠部のみの人口を集計。）※本市全体の高齢化率：36.8%（令和6年7月31日現在）

- ①住吉線付近（みやじま幼稚園前、中尾、住吉北、東宮内のバス停付近）  
⇒高齢化率34.5%（15歳～64歳：1,019人、65歳～74歳：381名、75歳以上：296名）
- ②住吉線付近（東屋形1丁目のバス停付近）  
⇒高齢化率15.9%（15歳～64歳：195人、65歳～74歳：35名、75歳以上：12名）
- ③桜山線付近（ふれあいセンター前、オリエント桜山のバス停付近）  
⇒高齢化率35.7%（15歳～64歳：239人、65歳～74歳：93名、75歳以上：74名）
- ④八幡台線付近（八幡宮前のバス停付近）  
⇒高齢化率40.3%（15歳～64歳：145人、65歳～74歳：59名、75歳以上：62名）

▶本資料4ページにおいて、廃止予定区間の利用状況を図示している。  
廃止予定バス停全体の乗降者数は、4～5名程度/日であり、代替手段として「おもやいたクシー」を周知する。

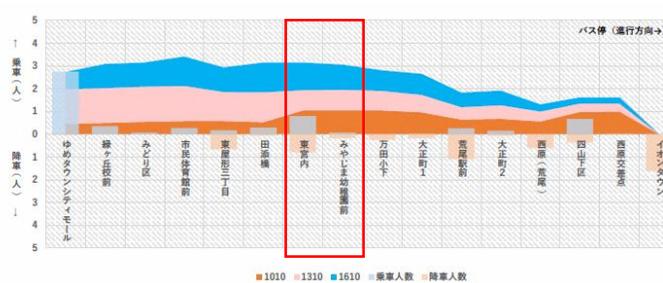
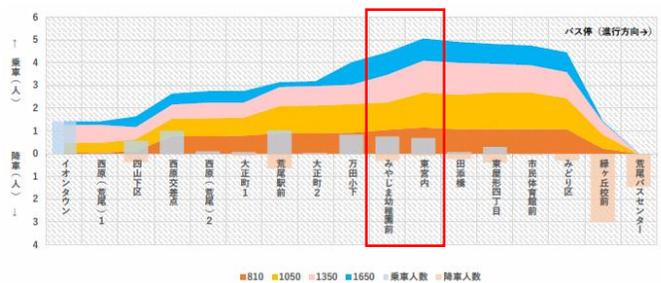




# 廃止予定区間の利用状況

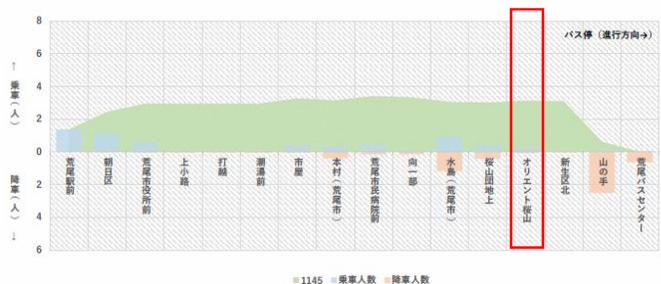
## ◆住吉線：令和4年度産交バス提供データ（運賃区界ごと）

- 東宮内～みやじま幼稚園前間 3.6人/日程度の乗降者数（平日）
- 全便乗車人数が3人以下で、平均乗車密度も0.6人である



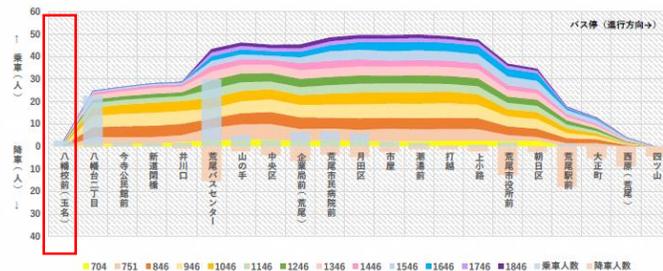
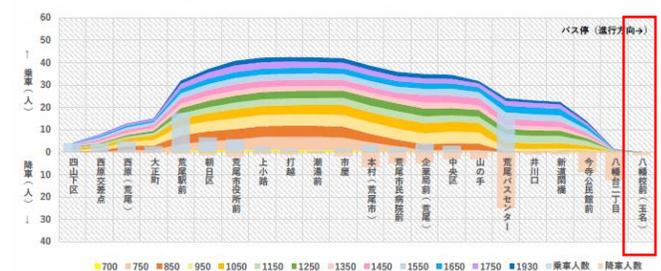
## ◆桜山線（山の手経由）：令和4年度産交バス提供データ（運賃区界ごと）

- ふれあいセンター前～オリエント桜山間 0.5人/日程度の乗降者数（平日）



## ◆八幡台線（山の手経由）：令和4年度産交バス提供データ（運賃区界ごと）

- 八幡校前～八幡宮前間の乗降者数は約0.15人/便と非常に少ない（平日）



産バス第6の88号  
令和6年5月31日

熊本県地域公共交通協議会 殿

熊本市西区上代四丁目 13 番 34 号  
産交バス株式会社  
代表取締役 小柳 亮

バス路線の輸送サービス内容の変更について（路線廃止）

今般弊社は、熊本県地域公共交通協議会規約規定により、輸送サービス内容の変更を下記の通り実施致したく関係書類を添えて申し出致します。

記

1. 住所、名称、および代表者の氏名

住 所	熊本市西区上代四丁目 13 番 34 号
名 称	産交バス株式会社
代表者氏名	代表取締役 小柳 亮

2. 経営しようとする事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 変更しようとする事項

- 路線の廃止
- 系統の廃止
- 停留所の廃止

#### 4. 運行計画概要

別紙「発時刻新旧対照表」の通り

#### 5. 申請を必要とする理由

有明医療センター開院に伴い、荒尾地区の路線再編を行い、利用が少ない路線につきましては、利用者に沿った運行モードへ切り替えるべく、路線の廃止及び停留所の廃止に及んだ次第であります。

#### 6. 実施予定日

令和6年12月1日

#### 7. 添付資料

- (1) 運行計画概要書
- (2) 発時刻新旧対照表
- (3) 運行系統図
- (4) 廃止系統図
- (5) 廃止路線図・廃止停留所位置図
- (6) 過去3か年収支状況

## 1) 路線の廃止

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| [起 点]   | ① 熊本県荒尾市増永 2748-1 先    |
| [終 点]   | ② 熊本県荒尾市一部 2166-1 先    |
| [キ 〇 程] | 0.8km                  |
| [道路種別]  | 市道                     |
| [起 点]   | ③ 熊本県荒尾市八幡台一丁目 30-38 先 |
| [終 点]   | ④ 熊本県荒尾市野原 1236-2 先    |
| [キ 〇 程] | 0.3km                  |
| [道路種別]  | 県道 46 号線               |
| [起 点]   | ④ 熊本県荒尾市野原 1236-2 先    |
| [終 点]   | ⑤ 熊本県荒尾市野原 1721-1 先    |
| [キ 〇 程] | 0.4km                  |
| [道路種別]  | 市道                     |
| [起 点]   | ⑥ 熊本県荒尾市万田 888 先       |
| [終 点]   | ⑦ 熊本県荒尾市万田 427-1 先     |
| [キ 〇 程] | 0.4km                  |
| [道路種別]  | 県道 29 号線               |
| [起 点]   | ⑦ 熊本県荒尾市万田 427-1 先     |
| [終 点]   | ⑧ 熊本県荒尾市宮内 1057-28 先   |
| [キ 〇 程] | 1.5km                  |
| [道路種別]  | 市道                     |
| [起 点]   | ⑨ 熊本県荒尾市東屋形一丁目 9-4 先   |
| [終 点]   | ⑩ 熊本県荒尾市東屋形二丁目 15-13 先 |
| [キ 〇 程] | 0.5km                  |
| [道路種別]  | 市道                     |

## 2) 停留所の廃止

[名 称] 八幡宮前

[名 称] ふれあいセンター前

[名 称] オリエント桜山

[名 称] 東屋形一丁目

[名 称] 田添橋

[名 称] 東宮内

[名 称] 住吉北

[名 称] 中尾

[名 称] みやじま幼稚園

## (1) 運行計画概要書

申請者	産交バス株式会社
住所	熊本市西区上代四丁目13番34号
届出日	令和6年5月31日
運行系統名 ①	八幡台一丁目～ゆめタウンシティモール～新生区北～荒尾市役所前～荒尾駅前
概要	<p>《運行系統の廃止》</p> <p>【旧】 運行回数：平日 往2回：復0回・土曜 往0回：復0回・日祝 往0回・復0回</p> <p>【新】 運行回数：平日 往0回：復0回・土曜 往0回：復0回・日祝 往0回・復0回</p>
運行系統名 ②	荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～新生区北～荒尾市役所前～荒尾駅前
概要	<p>《運行系統の廃止》</p> <p>【旧】 運行回数：平日 往1回：復1回・土曜 往2回：復2回・日祝 往2回・復2回</p> <p>【新】 運行回数：平日 往0回：復0回・土曜 往0回：復0回・日祝 往0回・復0回</p>
運行系統名 ③	八幡校前～荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～荒尾市役所前～四ツ山
概要	<p>《運行系統の廃止》</p> <p>【旧】 運行回数：平日 往13回：復13回・土曜 往8回：復8回・日祝 往8回・復8回</p> <p>【新】 運行回数：平日 往0回：復0回・土曜 往0回：復0回・日祝 往0回・復0回</p>
運行系統名 ④	荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～有明高校前～荒尾市役所前～イオンタウン
概要	<p>《運行系統の廃止》</p> <p>【旧】 運行回数：平日 往3回：復3回・土曜 往2回：復2回・日祝 往2回・復2回</p> <p>【新】 運行回数：平日 往0回：復0回・土曜 往0回：復0回・日祝 往0回・復0回</p>
運行系統名 ⑤	荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～東宮内～住吉北～荒尾駅前～イオンタウン
概要	<p>《運行系統の廃止》</p> <p>【旧】 運行回数：平日 往3回：復4回・土曜 往0回：復0回・日祝 往0回・復0回</p> <p>【新】 運行回数：平日 往0回：復0回・土曜 往0回：復0回・日祝 往0回・復0回</p>
運行系統名 ⑥	
概要	
運行系統名 ⑦	
概要	
運行系統名 ⑧	
概要	
運行系統名 ⑨	
概要	
運行系統名 ⑩	
概要	

(2) 運行系統毎の地方運輸局長が指定する  
時間帯毎の運行回数並びに始発及び終発時刻

系統名：① 八幡台一丁目～ゆめタウンシティモール～新生区北～荒尾市役所前～荒尾駅前

旧 <<運行系統の廃止>>

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	八幡台一丁目	6:34	8:56				6:34	8:56
		回 数	1	1				2	
土曜	往路	八幡台一丁目						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	往路	八幡台一丁目						0:00	0:00
		回 数						0	
平日	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	

新

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	八幡台一丁目						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	往路	八幡台一丁目						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	往路	八幡台一丁目						0:00	0:00
		回 数						0	
平日	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	

(2) 運行系統毎の地方運輸局長が指定する  
時間帯毎の運行回数並びに始発及び終発時刻

系統名：② 荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～新生区北～荒尾市役所前～荒尾駅前

旧 <<運行系統の廃止>>

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	荒尾バスセンター			10:04			10:04	10:04
		回 数			1			1	
土曜	往路	荒尾バスセンター			11:24 15:24			11:24	15:24
		回 数			2			2	
日祝	往路	荒尾バスセンター			11:24 15:24			11:24	15:24
		回 数			2			2	
平日	復路	荒尾駅前			11:45			11:45	11:45
		回 数			1			1	
土曜	復路	荒尾駅前			12:45 16:45			12:45	16:45
		回 数			2			2	
日祝	復路	荒尾駅前			12:45 16:45			12:45	16:45
		回 数			2			2	

新

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
平日	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	復路	荒尾駅前						0:00	0:00
		回 数						0	

(2) 運行系統毎の地方運輸局長が指定する  
時間帯毎の運行回数並びに始発及び終発時刻

系統名：③ 八幡校前～荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～荒尾市役所前～四ツ山

旧 <<運行系統の廃止>>

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	八幡校前		7:04 7:51 8:46	9:46 10:46 11:46 12:46 13:46 14:46 15:46 16:46	17:46 18:46		7:04	18:46
			回数	3	8	2	13		
土曜	往路	八幡校前		8:46	9:46 10:46 11:46 13:46 15:46 16:46	17:46		8:46	17:46
			回数	1	6	1	8		
日祝	往路	八幡校前		8:46	9:46 10:46 11:46 13:46 15:46 16:46	17:46		8:46	17:46
			回数	1	6	1	8		
平日	復路	四ツ山		7:04 7:51 7:51 8:46	9:50 10:50 11:50 12:50 13:50 14:50 15:50 16:50	17:50	19:30	7:04	19:30
			回数	3	8	1	1		
土曜	復路	四ツ山		7:50 8:50	9:50 11:50 11:50 13:50 15:50	17:50		7:50	17:50
			回数	2	5	1	8		
日祝	復路	四ツ山		7:50 8:50	9:50 11:50 11:50 13:50 15:50	17:50		7:50	17:50
			回数	2	5	1	8		

新

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	八幡校前						0:00	0:00
			回数						
土曜	往路	八幡校前						0:00	0:00
			回数						
日祝	往路	八幡校前						0:00	0:00
			回数						
平日	復路	四ツ山						0:00	0:00
			回数						
土曜	復路	四ツ山						0:00	0:00
			回数						
日祝	復路	四ツ山						0:00	0:00
			回数						

(2) 運行系統毎の地方運輸局長が指定する  
時間帯毎の運行回数並びに始発及び終発時刻

系統名：④ 荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～有明高校前～荒尾市役所前～イオンタウン

旧 <<運行系統の廃止>>

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	荒尾バスセンター			9:08 12:08 15:08			9:08	15:08
		回 数			3			3	
土曜	往路	荒尾バスセンター			9:08 12:08			9:08	12:08
		回 数			2			2	
日祝	往路	荒尾バスセンター			9:08 12:08			9:08	12:08
		回 数			2			2	
平日	復路	イオンタウン			9:08 11:08 14:08			9:08	14:08
		回 数			3			3	
土曜	復路	イオンタウン			11:08 14:08			11:08	14:08
		回 数			2			2	
日祝	復路	イオンタウン			11:08 14:08			11:08	14:08
		回 数			2			2	

新

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
平日	復路	イオンタウン						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	復路	イオンタウン						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	復路	イオンタウン						0:00	0:00
		回 数						0	

(2) 運行系統毎の地方運輸局長が指定する  
時間帯毎の運行回数並びに始発及び終発時刻

系統名：⑤ 荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～東宮内～住吉北～荒尾駅前～イオンタウン

旧 <<運行系統の廃止>>

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	荒尾バスセンター			10:10 13:10 16:10			10:10	16:10
		回 数			3			3	
土曜	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
平日	復路	イオンタウン		8:10	10:50 13:50 16:50			8:10	16:50
		回 数		1	3			4	
土曜	復路	イオンタウン						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	復路	イオンタウン						0:00	0:00
		回 数						0	

新

曜日	往路 復路 別	発 地	1時台 ～ 6時台	7時台 ～ 8時台	9時台 ～ 16時台	17時台 ～ 18時台	19時台 ～ 0時台	始発時間	終発時間
平日	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	往路	荒尾バスセンター						0:00	0:00
		回 数						0	
平日	復路	イオンタウン						0:00	0:00
		回 数						0	
土曜	復路	イオンタウン						0:00	0:00
		回 数						0	
日祝	復路	イオンタウン						0:00	0:00
		回 数						0	

(3) 運行系統図

系統の廃止  
系統名

八幡台一丁目～ゆめタウンシティモール～新生区北～荒尾市役所前～荒尾駅前

系統名

荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～新生区北～荒尾市役所前～荒尾駅前

系統名

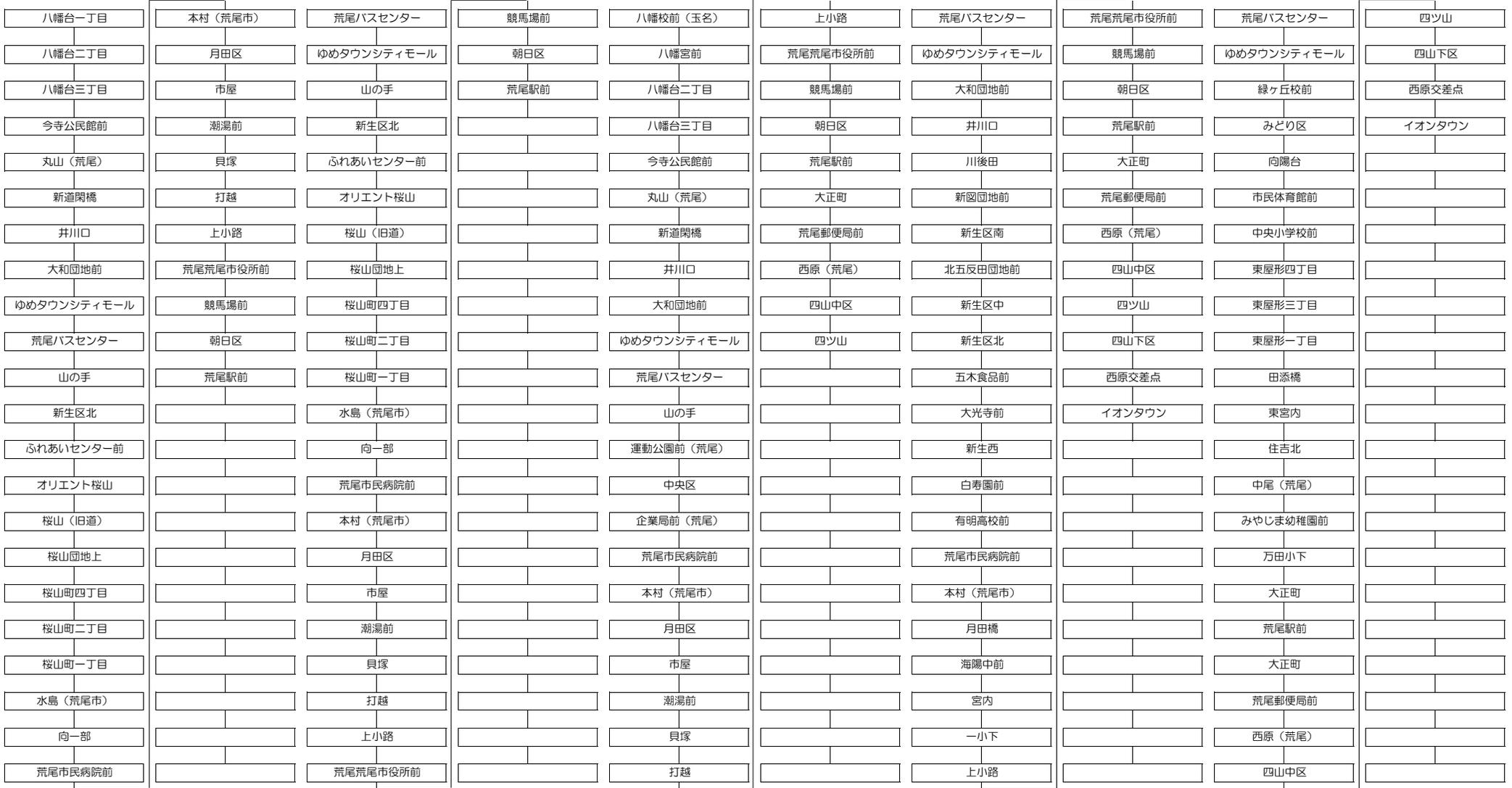
八幡校前～荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～荒尾市役所前～四ツ山

系統名

荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～有明高校前～荒尾市役所前～イオンタウン

系統名

荒尾バスセンター～ゆめタウンシティモール～東宮内～住吉北～荒尾駅前～イオンタウン



(4) 廃止系統図



(4) 廃止系統図



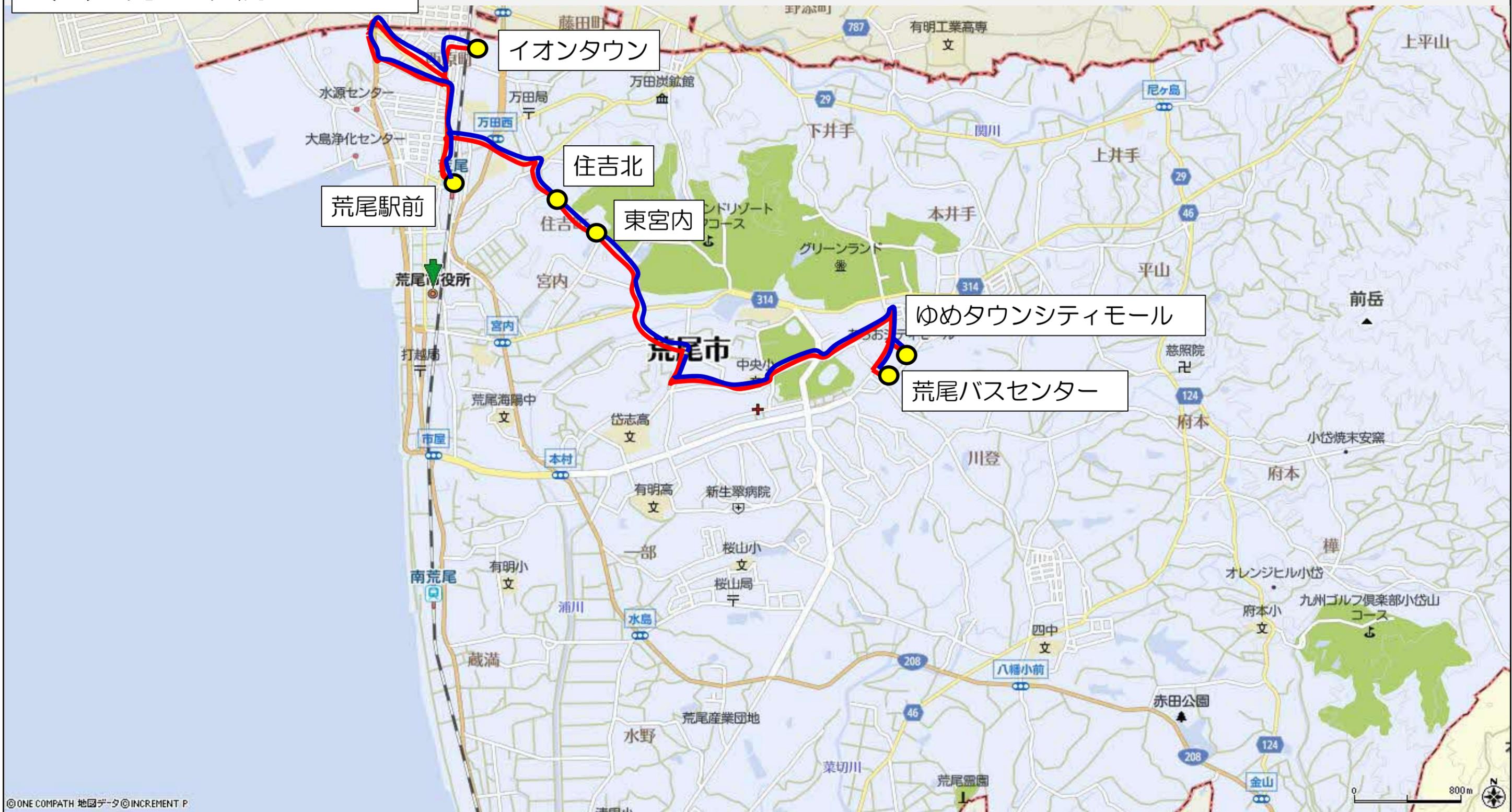
(4) 廃止系統図



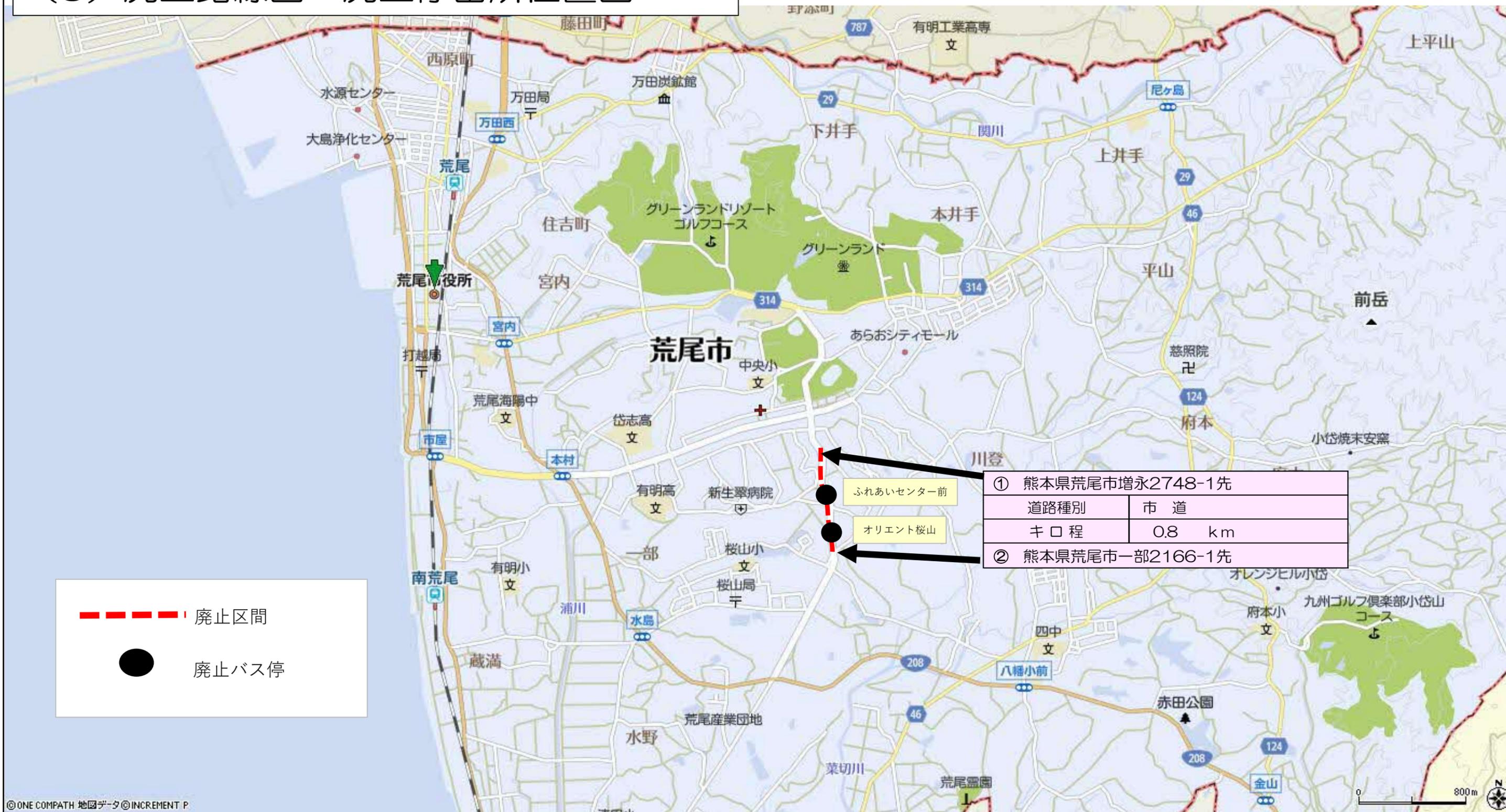
(4) 廃止系統図



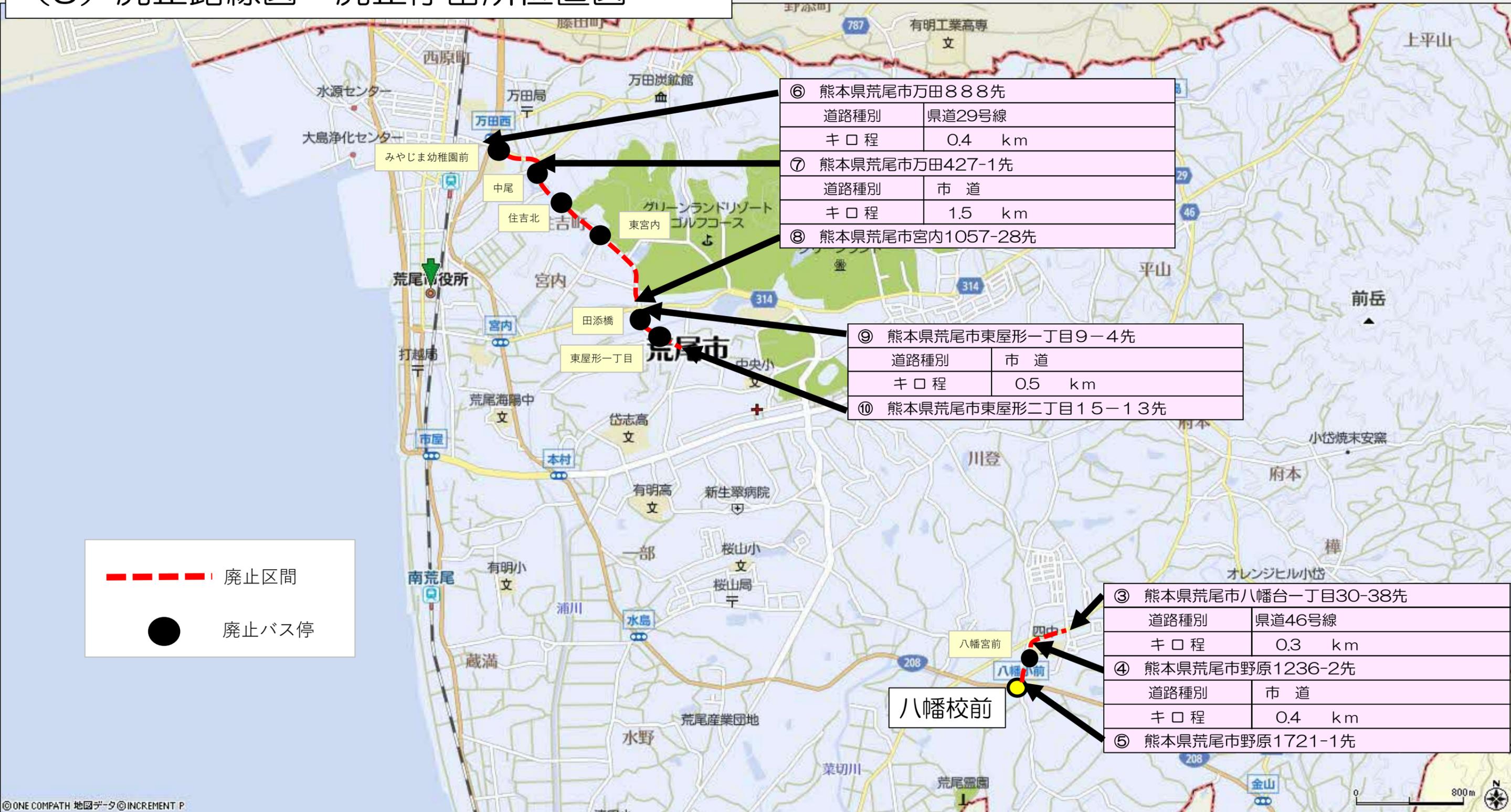
(4) 廃止系統図



# (5) 廃止路線図・廃止停留所位置図



# (5) 廃止路線図・廃止停留所位置図



⑥ 熊本県荒尾市万田888先	
道路種別	県道29号線
キロ程	0.4 km
⑦ 熊本県荒尾市万田427-1先	
道路種別	市道
キロ程	1.5 km
⑧ 熊本県荒尾市宮内1057-28先	

⑨ 熊本県荒尾市東屋形一丁目9-4先	
道路種別	市道
キロ程	0.5 km
⑩ 熊本県荒尾市東屋形二丁目15-13先	

③ 熊本県荒尾市八幡台一丁目30-38先	
道路種別	県道46号線
キロ程	0.3 km
④ 熊本県荒尾市野原1236-2先	
道路種別	市道
キロ程	0.4 km
⑤ 熊本県荒尾市野原1721-1先	

- - - 廃止区間  
● 廃止バス停

## 過去3か年収支状況

No.	系統番号	系統名	キロ程	平均 運行回数	実車 走行キロ	輸送人員	平均 乗車密度	輸送量	経常収益	経常費用	経常収支
令和3年度	H069-08-2	八幡台一丁目～自動車学校前～桜山団地上～荒尾駅前	13.4	1.0	6,485.6	3,215	2.0	2.0	723	1,861	▲1,138
	H069-10-0	バスセンター～自動車学校前～桜山団地上～荒尾駅前	9.5	1.3	9,243.5	5,180	2.0	2.6	1,158	2,653	▲1,495
	H070-10-0	八幡校前(玉名)～バスセンター～月田区～荒尾四ツ山	12.5	11.1	101,337.5	67,658	2.5	27.7	14,181	29,085	▲14,904
	H073-02-0	バスセンター～有明高校前～イオンタウン	13.6	2.6	26,384.0	10,510	1.6	4.1	2,294	7,572	▲5,278
	H074-05-0	バスセンター～東宮内～住吉北～イオンタウン	9.1	3.4	15,397.2	2,536	0.5	1.7	632	4,419	▲3,787
令和4年度	H069-08-2	八幡台一丁目～自動車学校前～桜山団地上～荒尾駅前	13.4	1.0	6,485.6	3,063	2.0	2.0	745	1,966	▲1,221
	H069-10-0	バスセンター～自動車学校前～桜山団地上～荒尾駅前	9.5	1.3	9,167.5	5,480	2.0	2.6	1,216	2,779	▲1,563
	H070-10-0	八幡校前(玉名)～バスセンター～月田区～荒尾四ツ山	12.5	11.1	101,075.0	68,261	2.6	28.8	14,990	30,639	▲15,649
	H073-02-0	バスセンター～有明高校前～イオンタウン	13.6	2.6	26,288.8	9,875	1.6	4.1	2,446	7,969	▲5,522
	H074-05-0	バスセンター～東宮内～住吉北～イオンタウン	9.1	3.5	15,415.4	3,077	0.5	1.7	810	4,673	▲3,863
令和5年度	H069-08-2	八幡台一丁目～自動車学校前～桜山団地上～荒尾駅前	13.4	0.9	6,391.8	2,846	1.7	1.5	594	1,993	▲1,399
	H069-10-0	バスセンター～自動車学校前～桜山団地上～荒尾駅前	9.5	1.3	9,243.5	5,575	2.0	2.6	1,173	2,882	▲1,709
	H070-10-0	八幡校前(玉名)～バスセンター～月田区～荒尾四ツ山	12.5	11.1	101,400.0	70,282	2.5	27.7	13,823	31,613	▲17,791
	H073-02-0	バスセンター～有明高校前～イオンタウン	13.6	2.6	26,397.6	8,629	1.3	3.3	1,911	8,230	▲6,319
	H074-05-0	バスセンター～東宮内～住吉北～イオンタウン	9.1	3.4	15,406.3	3,384	0.6	2.0	732	4,803	▲4,072

# 熊本県地域公共交通協議会におけるバス路線に係る生活交通の確保に関する協議会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、熊本県地域公共交通協議会規約（令和2年4月1日、以下規約という。）第17の規定により、バス路線に係る生活交通の確保に関する協議会の運営に関し必要な事項を定める。

## (会議等)

第2条 協議会の会長は、次条から第6条までの申し出等があったときは、その内容について速やかに関係する地域ブロック部会の部会長に通知するとともに、当該地域ブロック部会での協議結果について次回の協議会で報告するものとする。

## (路線又は事業の休廃止の意向の申し出)

第3条 バス事業者は、熊本県内の路線又は事業を休止し、又は廃止しようとするときは、原則として、当該休止又は廃止（以下「路線等の休廃止」という。）の予定の6ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。

- (1) 申出者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (2) 休廃止を予定している路線等の名称
- (3) 路線等の休廃止の予定日
- (4) 休止の申し出の場合にあっては、休止の予定期間
- (5) 路線等の休廃止を必要とする理由

2 前項の書類には、次の各号に掲げる休廃止を予定している路線等の現況を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 路線図
- (2) 輸送量（過去3年間の平均乗車密度、輸送人員等）
- (3) 運行状況（過去3年間の運行回数、運行時刻の概要等）
- (4) 収支状況（過去3年間の経常費用、経常収益等）
- (5) 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容

3 事業を休廃止するときは、前2項の書類のほか次に掲げる事項を記載した書類を提出するものとする。

- (1) 当該バス事業者の輸送量（前年度の実績）
- (2) 当該バス事業者の経営状況（前年度の損益の状況等）

## (事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出)

第4条 バス事業者が、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

## (輸送サービスの内容を変更する旨の申し出)

第5条 バス事業者は、協議会の決定に基づき実施している輸送サービスの内容（路線の廃止を伴わない運行系統の廃止及び運行ルートの変更、運行回数、運行時刻、運賃等）を改正しようとするときは、変更内容等を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。

## (資料の提出等)

第6条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

2 事業者は、生活交通の確保に関する調整を進める上で必要と認められる情報を開示し、説明を行うものとする。

## (地域ブロック部会の招集等)

第7条 地域ブロック部会の部会長は、第2条に規定する協議会の会長から通知をうけたとき、その他必要に応じて地域ブロック部会を招集するものとする。ただし、第2条に規定する協議会の会長からの通知内容について、事前に地域ブロック部会における協議が調っているときはこのかぎりでない。

- 2 地域ブロック部会の部会長は、協議対象路線に関係する者のみで地域ブロック部会を招集することができる。
- 3 第5条に規定する申し出に係る第2条の通知を受けた地域ブロック部会の会長は、当該地域ブロック部会の構成委員のうち関係する全ての委員が変更内容に同意し、かつ、地域ブロック部会を開催する必要がないと認めるときは、文書による同意をもって当該地域ブロック部会の開催に代えることができる。
- 4 地域ブロック部会の部会長は、関係バス事業者からの申し出の内容を公示等により周知し、関係バス事業者以外の者から意見の表明等があったときは、その意見を聴くことができる。また、輸送サービスの提供主体の決定については、競争の公平性と透明性が担保されるような方法で行うものとする。
- 5 地域ブロック部会の会長は、会議毎に議事録を添えて、速やかに会議結果を協議会会長へ報告するものとする。

#### (地域ブロック部会の協議事項の地域公共交通会議への委任)

- 第8条 道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議または地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会（以下「法定協議会」という。）を設置している市町村にあっては、規約第3条第4号に定める事項のうち、設置している市町村のみに係る事項であつて、且つ他の市町村に影響を及ぼすおそれのない場合に限り、当該地域公共交通会議または法定協議会における協議を以って当該地域ブロック部会の協議とみなすことができる。
- 2 第1項による協議の結果報告については、会議毎に議事録を添えて、速やかに協議会長及び地域ブロック部会長に報告するものとする。

#### (複数のブロックにまたがる路線に係る事案の取扱い)

- 第9条 複数のブロックにまたがる路線に係る事案については、関係市町村の数の多い（関係市町村の数が同じ場合はキロ程の長い）地域ブロック部会で関係するブロック間で協議を行うものとする。ただし、事前に地域ブロック部会間で協議が調っているときはこの限りでない。

#### (他県にまたがる路線の取扱い)

- 第10条 他県にまたがる路線に係る事案については、協議会が関係県と別途協議するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年2月20日から施行する。